

「群馬県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正の概要について

健康福祉部 食品・生活衛生課

1 条例改正の経緯

人と動物との共生社会を目指すため、令和4年度に実施した「ペットとの共生推進に係る有識者会議」における提言内容や動物愛護行政を取り巻く昨今の諸課題を踏まえて、「群馬県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部を改正するもの。

2 主な改正箇所

条番号(改正後)	改正内容	備考
第1条(目的)	条例の目的に「人と動物の共生社会実現」に関する文言を追加	人と動物との共生社会の実現に向けた理念の明確化
第6条(飼い主の遵守事項等)	適正な頭数の飼養・保管に関する <u>努力義務</u> を規定	多頭飼育問題の解消に向けた規定
第7条(犬の飼い主の遵守事項)	「犬の社会化」を促す <u>努力義務</u> を規定	有識者会議における「共生社会実現には犬の社会化が重要」との提言を反映
第10条(猫の飼い主の遵守事項)	周辺環境の保持やみだりな繁殖防止等のため、屋内飼養を <u>努力義務</u> に	現条例には猫に特化した規定がなく、条例化で適正飼養、殺処分削減をさらに推進
第10条の2(飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)	「地域猫活動」*に関する規定を追加し、地域住民の取組内容を <u>努力義務</u> に	地域猫活動が地域で円滑に進むよう、遵守事項等を定めてルール化を図る
第18条(手数料)	<ul style="list-style-type: none">・(新規)「第一種動物取扱業の登録証」「特定動物の飼養又は保管の許可証」の再交付・(変更) 犬又は猫の引取り 生後60日以上 2,000円→<u>4,000円</u> 生後60日未満 600円→<u>1,200円</u>・(新規) 引き取られた犬又は猫等の返還 ※他都道府県と金額等の整合を図る	

* 地域住民が周辺住民等の十分な理解の下、飼い主のいない猫に餌やり、糞尿管理、繁殖防止等を行って周辺環境の悪化を防ぐ自主的な活動

※上記改正のほか、動物飼育の環境変化を踏まえた動物愛護法との整合を図る見直しを行う。

3 改正原案

別添「群馬県動物の愛護及び管理に関する条例改正原案(新旧対照表)」のとおり

4 今後の予定

令和5年12月8日(金) パブリックコメントの実施
(締切:令和6年1月9日(火))

令和6年 1月末迄 県民意見等を踏まえて条例改正案を検討
2月 令和6年第1回定例県議会へ条例案を上程
4月1日 改正条例施行
(ただし、努力義務規定は、10月1日施行)